

5 一般会計と特別会計の経理区分の明確化

勸 告					説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>雇用保険二事業は、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大、労働者の能力開発等に資する雇用対策を目的としており、その財源として事業主から徴収した雇用保険料（平成 21 年 4 月現在の保険料率は賃金総額の千分の 3.0）を基に雇用保険二事業の企画・運営がなされている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、雇用保険二事業における予算措置の状況を調査した結果、特別会計とは別に一般会計からも支出があるものが 7 事業みられた。主な事例は次のとおりである。</p> <p>〔事例 5-①〕</p>					図 5-1 表 5-1
事業名 (事業番号)	高卒就職ジョブサポーターによる新規学卒者等のマッチングの支援 (20-058)	予算額 (千円)	20 年度 21 年度	1,043,426 928,518	別添事例表 20
<p>〔事業概要〕</p> <p>ハローワークに高卒就職ジョブサポーターを配置し、中・高校生に対する早い段階からの就職活動準備から職場定着までの一貫したきめ細かな就職支援を実施。具体的には、学校訪問による就職希望者の個別の就職相談や、進路指導担当者に対する援助、助言、就職希望に応じた個別求人開拓等を実施</p>					
<p>〈調査結果〉</p> <p>調査した 5 労働局（北海道、東京、大阪、広島及び福岡）のうち、4 労働局（北海道、大阪、広島及び福岡）において、職業相談員（高卒就職ジョブサポーター）に係る人件費が、特別会計と一般会計が混在して支出されており、また、本事業に係る経費について、2 労働局（北海道及び広島）において、委員等旅費が特別会計と一般会計が混在して支出されている。</p> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>					
<p>〔事例 5-②〕</p>					
事業名 (事業番号)	中小企業人事担当者と年長フリーターとの「ジョブミーティング」の実施 (20-067)	予算額 (千円)	20 年度 21 年度	10,975 12,318	別添事例表 26
<p>〔事業概要〕</p> <p>再掲（事例 1 (1) -ア-④参照）</p>					
<p>〈調査結果〉</p> <p>調査した 5 労働局（北海道、東京、広島、香川及び福岡）のすべてにおいて、本事業に係る経費（諸謝金、委員等旅費及び庁費）が、特別会計と一般会計が混在して支出されている。</p> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>					

〔事例5-③〕

別添事例表 33

事業名 (事業番号)	ホームレス等の自立支援等に関する職業相談員等の配置 (20-083)	予算額 (千円)	20年度	87,713
			21年度	112,981

〔事業概要〕

安定所に職業相談員及び就業開拓推進員を配置し、職業相談や求人開拓等を行い、ホームレス等の就業による自立を支援

〈調査結果〉

調査した4労働局（宮城、東京、大阪及び福岡）において、自立支援事業職業相談員（ホームレス等担当）等が配置されている労働局における人件費が、特別会計と一般会計が混在して支出されており、また、本事業に係る経費について、3労働局（東京、大阪及び福岡）のうち、大阪労働局においては職員旅費が一般会計から支出されており、東京、大阪労働局においては庁費が、福岡労働局においては委員等旅費が、特別会計と一般会計が混在して支出されている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「5」に該当する事例として、上記3事例のほか、事例表21、22、24及び30の事例がある。

【所見】

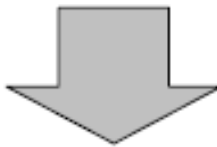
したがって、厚生労働省は、特別会計制度の趣旨を踏まえ、雇用保険二事業及び一般会計事業の経理区分を明確にし、また、事業の位置付けや当該会計からの支出理由を整理するなど、適切な見直しを行うこと。

図5-1 平成21年度の雇用保険料率について

平成21年度の雇用保険料率について

○平成20年度

	雇用保険料率	労働者負担 (失業等給付に係る保険料率のみ)	事業主負担		
			失業等給付に係る保険料率	二事業に係る保険料率	
一般の事業	15/1000	6/1000	9/1000	6/1000	3/1000
農林水産・清酒製造業	17/1000	7/1000	10/1000	7/1000	3/1000
建設業	18/1000	7/1000	11/1000	7/1000	4/1000



○平成21年度

	雇用保険料率	労働者負担 (失業等給付に係る保険料率のみ)	事業主負担		
			失業等給付に係る保険料率	二事業に係る保険料率	
一般の事業	11/1000	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000
農林水産・清酒製造業	13/1000	5/1000	8/1000	5/1000	3/1000
建設業	14/1000	5/1000	9/1000	5/1000	4/1000

(注) 厚生労働省のホームページより抜粋した。

表5-1 特別会計に関する規定

<p>○ 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）〈抜粋〉</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この法律は、一般会計と区分して経理を行うため、特別会計を設置するとともに、その目的、管理及び経理について定めることを目的とする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 労働保険特別会計</p> <p>八～十七 （略）</p> <p>2 前項各号に掲げる特別会計の目的、管理及び経理については、次章に定めるとおりとする。</p> <p>第2節～第7節 （略）</p> <p>第2章 各特別会計の目的、管理及び経理</p> <p>第1節～第6節 （略）</p> <p>第7節 労働保険特別会計</p> <p>（目的）</p> <p>第96条 労働保険特別会計は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による労働者災害補償保険事業（以下この節において「労災保険事業」という。）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険事業（以下この節において「雇用保険事業」という。）に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。</p> <p>第97条 （略）</p> <p>（勘定区分）</p> <p>第98条 労働保険特別会計は、労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定に区分する。</p> <p>（歳入及び歳出）</p> <p>第99条 （略）</p> <p>2 雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ 徴収勘定からの繰入金</p> <p>ロ～リ （略）</p> <p>二 歳出</p> <p>イ 雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費及び能力開発事業費</p> <p>ロ～チ （略）</p> <p>3 徴収勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p>
--

イ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号。以下この節において「徴収法」という。）第 10 条第 2 項の労働保険料（失業保険法及び労働者災害補償保険法 の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和 44 年法律第 85 号）第 19 条第 1 項の特別保険料（以下この節において「労災保険の特別保険料」という。）を含む。以下この節において「労働保険料」という。）

ロ～ホ （略）

二 歳出

イ （略）

ロ 雇用勘定への繰入金

ハ～ホ （略）

第 100 条～第 107 条 （略）

第 8 節～第 17 節 （略）

第 3 章 雑則 （略）